



婚活イベントの開催を支援します

天童市では、結婚を希望する独身者の出会いの機会を提供するイベント等を開催する団体に、事業費の一部を補助します。
(予算の範囲内で先着順の交付になります。)

(1) 対象になる団体

次のいずれかに該当する団体とする。

- ①地域の活性化や地域振興に係る活動を実践している任意の団体
- ②産業振興や地域振興を目的に設立された公益団体
- ③結婚活動を促進するために組織された団体または実行委員会
- ④前条に定める事業を効果的に実施することができると市長が認める団体

※宗教・政治・選挙活動を目的とする団体または公益を害するおそれのある団体は対象となりません。

(2) 補助の対象になる事業

次の①から④を満たす事業が対象になります。

- ①20歳以上おおむね45歳以下の独身者の出会いの場を提供するイベント、結婚を推進するための講習会等。
- ②参加者が10人以上であること。
- ③イベント等の場合は、参加者が男女同数となることを目標に募集すること。
- ④市内の施設等において開催され、広く一般に参加を募集すること。

※他の補助金等を受ける場合や、特定の構成員を対象とした福利厚生を行う場合、主たる目的が営利事業である場合は対象になりません。

(3) 補助金の額・補助対象経費

1団体あたり10万円を上限として、以下の補助対象経費の合計額を支給します。

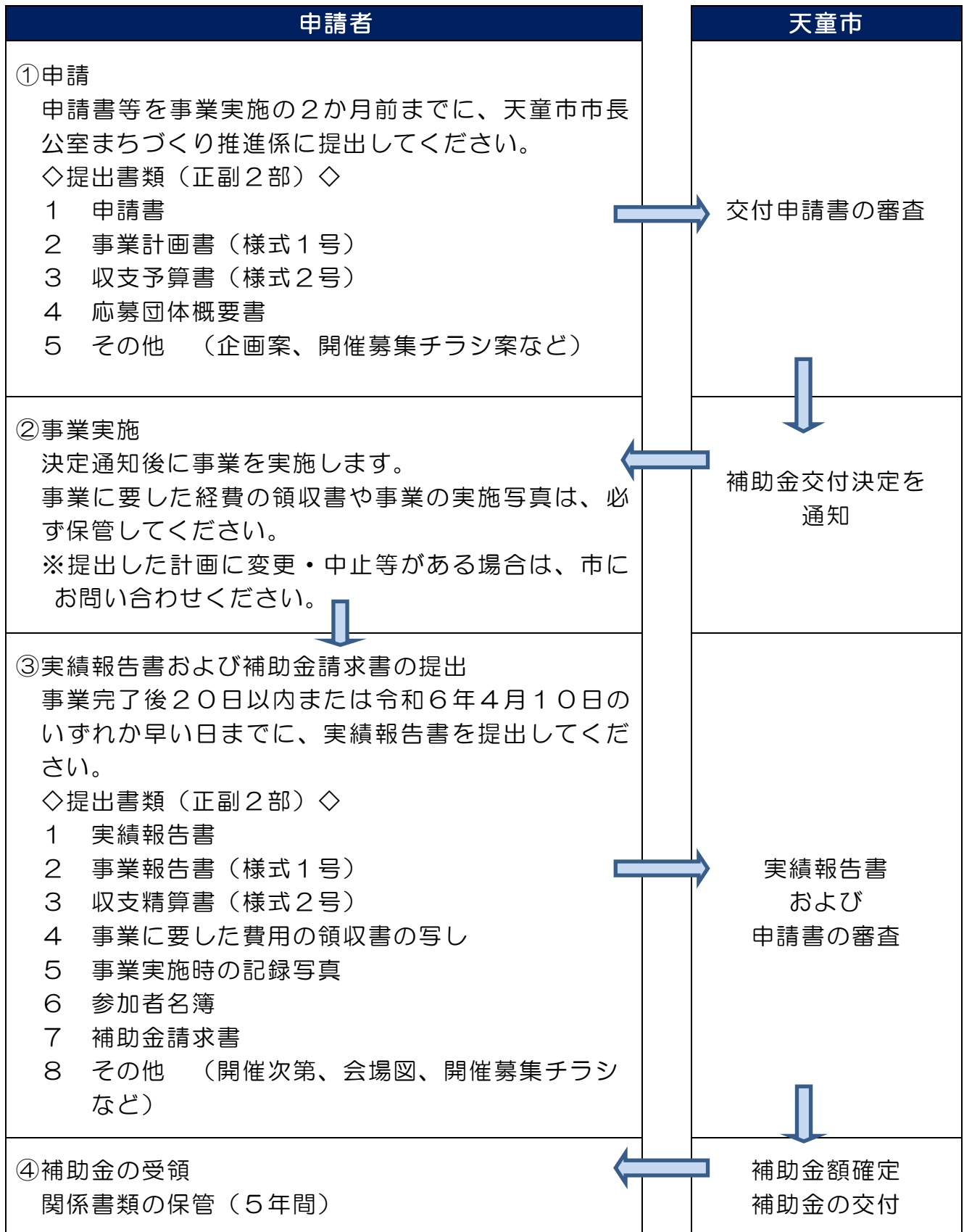
経費区分	内容
報償費	外部講師への謝礼 ※謝礼額について事前に御相談ください。
消耗品購入費	事業の実施に必要な物品（景品及び記念品を除く。）の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料の印刷費
通信運搬費	郵便料及び運搬料
手数料	振込手数料
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会議室等使用料、物品使用料、自動車借上料

※飲食代や食材は対象になりません。

(4) 申込方法

事業実施の2か月前までに、申請書等を天童市市長公室まちづくり推進係に提出してください。

(5) 手続きの流れ



応募・問合せ先 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号

天童市総務部市長公室まちづくり推進係

T E L 654-1111内線324 / F A X 653-0704

Eメール machi@city.tendo.yamagata.jp

